

議案第109号

埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議するため、同法第291条の11の規定により議決を求める。

平成24年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2(第17条関係)備考第1項及び第2項中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成25年度以降の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。